

通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業重要事項説明書

令和7年8月1日現在

1. 相談窓口

担 当 部 署	虹ヶ丘デイサービスセンター
連 絡 先	0772-43-2013（デイサービス直通） 0772-43-2011（代表）
担 当 者	高岡 真澄・糸井知恵

2. 事業所の概要

事 業 所 名	虹ヶ丘デイサービスセンター
所 在 地	京都府与謝郡与謝野町字岩屋小字庄内600番地3
連 絡 先	T E L 0772-43-2013 F A X 0772-44-2060
施 設 長 氏 名	深田 晃章
介護保険指定番号	京都府指定第72000029号
営 業 日	月曜～金曜日
営 業 時 間	午前8：30～午後5：30
緊急時の連絡先	T E L 0772-43-2011 (当方より担当者に連絡いたします)
サービス実施地域	与謝郡与謝野町

3. 運営方針

虹ヶ丘は「ホームのようなまち、まちのようなホーム」を目標としています。 通所介護サービス部門では、居宅サービス計画を基に、できるだけ長く安定した在宅生活を送れるよう、各利用者に主体性のある生活を尊重し援助していきたいと考えています。
--

4. 職員体制

	常勤	非常勤	合計	備考
管 理 者	(1名)		(1名)	介護福祉士・介護支援専門員(兼務)
生活相談員	3名		3名	介護福祉士、※1名はショートステイを兼務、1名は介護職員を兼務
看 護 職 員	2名	1名	3名	看護師・准看護師 ※2名はショートステイ、特別養護老人ホームを兼務
機 能 訓 練 指 導 員	(4名)	(1名)	(4名)	看護職員を兼務
介 護 職 員	7名		7名	介護福祉士、初任者研修 ※2名は生活相談員、1名は訪問介護員を兼務
運 転 手		2名	2名	

5. 設備の概要

定 員	20 名	静 養 室	1 室
		食 堂 ・ デ イ ル ー ム	2 室
浴 室	一般浴槽、車椅子入浴装置 2 台 寝たきり浴槽装置 1 台	介 護 者 教 育 室	1 室
		ベ ッ ド	8 台

6. サービス利用にあたっての留意事項

喫 煙	敷地内の所定の場所をお願いいたします。
飲 酒	行事等の際にはアルコール類を準備させていただきます。 健康上の理由等で制限せざるを得ない場合は、お申し出ください。
送 迎	送迎中、利用者の私用に基づく停車はお断りしております。
所 持 品	あんしん手帳、タオル、バスタオル、ナイロン袋、歯ブラシ、うがい用コップ、マスク 必要な方は…着替え、くすり ※ 持参される衣類・所持品等には必ず記名をお願いいたします。 ※ お金が必要となる設備はございませんので、お持ちいただかないようお願い致します。 ※ おやつは施設で用意させていただきますので、お持ちいただかないようお願い致します。 ※ お薬内容の変更の際は薬剤情報又はお薬手帳のご持参をお願いいたします。
◆ 一日の流れ	
8 : 3 0 ~	お迎え
9 : 2 0 ~	健康チェック（体温、血圧、脈拍）
	入 浴 / 機能訓練 / 作業レクリエーション
1 1 : 3 0 ~	口腔体操
1 2 : 0 0 ~	昼 食 / 口腔ケア / 休 憩
1 4 : 3 0 ~	入 浴 / 体操 ゲーム / 作業レクリエーション
1 5 : 3 0 ~	お 茶
1 6 : 3 0 ~	お帰り

7. サービス利用料

後掲の利用料金表の通り

※社会福祉法人利用者負担軽減制度等、所得等に応じて利用者負担を軽減する制度があります。当該制度をご利用の方は確認の提示をお願いします。詳しくは、担当者にお問い合わせ下さい。

※お支払方法は、原則として毎月20日（土日祝日の場合は次の営業日）に口座振替を原則

とさせていただきます（手数料無料）。所定の口座振替依頼書に記入の上、金融機関に窓口での手続きをお願いします。口座振替をご希望されない方につきましては、銀行振込により指定の口座にお支払いください。毎月10日頃に前月分の請求書をお渡ししますので、受領後10日以内にお願いいたします。

※降雪等の急な気象状況の悪化等により利用者宅と事業所間の移動等に時間がかかり、実際の通所介護等の提供が所要時間よりもやむを得ず短くなる場合があります。

※領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に体調の変化などがあった場合は、予めお知らせいただいた緊急連絡先に連絡し、処置をご相談いたしますが、万一、連絡がとれない場合には施設職員の判断により救急車を呼ぶ等の処置をとらせていただく場合があります。

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする、また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

10. 非常災害対策

火災時の対応	自衛消防隊長の指示で利用者の安全を迅速に確保する。
防災設備	消防法令に基づく防災施設を完備。
防災訓練	1年に2回以上、避難訓練を実施。
管理権原者	理事長 四宮 功雄
防火管理者	施設長 深田 晃章

11. 感染症対策

感染症予防の取り組みとして、委員会の開催、勉強会の実施等行っています。発生時は別途定めるマニュアルに従い対応します。

12. 虐待防止に関する事項

(1)利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行います。

(2)サービス提供中に当該施設職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに与謝野町並びに京都府に通報いたします。

(3)虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長とします。

13. 身体拘束適正化の推進

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。

1 4. サービスにあたっての留意事項

- 他の利用者の迷惑になる行為は遠慮してください。
- 利用者同士での金品のやり取りは遠慮してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は遠慮してください。
- 当事業所を実習中の実習生がサービス提供させていただく場合があります。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い致します。
- 職員に対する金品等の心付けはお断りしています。
- 暴力・暴言・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにご協力をお願いします。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

1 5. 第三者評価の実施状況

当事業所が提供するサービスは第三者評価を実施しています。

実 施 の 有 無	あり
実 施 年 月 日	令和5年1月23日
評 価 機 関 の 名 称	公益社団法人 京都府介護支援専門員会
評価結果の開示状況	アドバイスレポートを、虹ヶ丘公式サイト上に掲載しています。 http://yofuku.or.jp/nijigaoka/

1 6. サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所が提供したサービスについて、苦情や相談があった場合には、速やかに対応を行います。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

担 当 部 署	虹ヶ丘デイサービスセンター
担 当 者	高岡 真澄・糸井知恵・下戸 和美
連 絡 先	0772-43-2013（午前8：30～午後5：30）

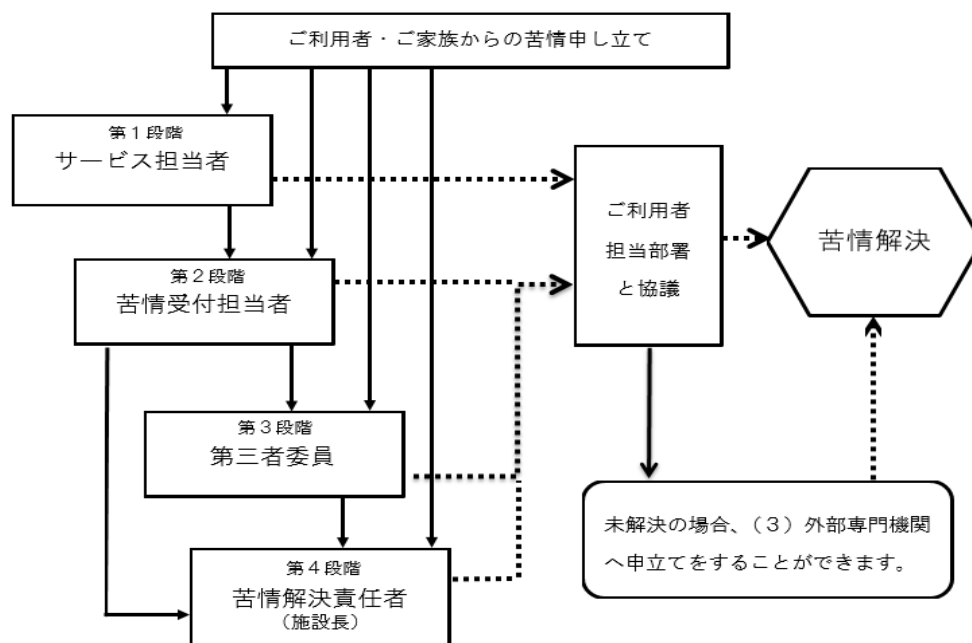
(2) 苦情解決のための第三者委員

氏名	宮崎 祐二	松尾 友子
連絡先	42-4088	42-3000

(3) 介護保険や介護サービスについては、下記の相談窓口もあります。

介護保険全般・苦情について	与謝野町役場 福祉課 TEL 0772-43-9021 (各市町村の介護保険担当部署でも受け付けます)
介護サービスへの苦情について	京都府高齢者支援課 TEL 075-414-4567 京都府丹後保健所企画調整課 TEL 0772-62-0361 京都府国民健康保険団体連合会 TEL 075-354-9011 京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会 TEL 075-252-2152

(4) 苦情解決までの流れ



15. 法人概要

名 称	社会福祉法人 与謝郡福祉会
代 表 者	理事長 四宮 功雄
所 在 地	京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7
電話番号	0772-44-0015
法人の 実施する 他の事業	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町) やすら苑（与謝野町） 軽費老人ホームケアハウス 福寿荘(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町) 短期入所介護事業所（ショートステイ） 長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町) 通所介護事業所（デイサービス） 伊根デイサービスセンター・デイサービスセンター岩滝あじさい苑 認知症対応型通所介護事業所 岩滝あじさい苑ひより 訪問介護事業所（ホームヘルプ） 虹ヶ丘ホームヘルパーステーション 居宅介護支援事業所 伊根在宅介護支援センター・支援センターかなで 小規模多機能型居宅介護事業所 ふれあいホーム神宮寺・おきなぎの家

利用料金表

令和 7 年 8 月 1 日現在

(1) 通常規模型通所介護事業所 7 時間以上 8 時間未満 基本料金・各種加算料金 (1 割の場合)

区分	単位 (円) / 回	加算項目	単位 (円) / 回
要介護 1	6 5 8	入浴介助加算Ⅰ	4 0
要介護 2	7 7 7	入浴介助加算Ⅱ(医師等が居宅を訪問し浴室の環境、動作を確認の上計画を作成)	5 5
要介護 3	9 0 0	事業所が送迎を行わない場合	▲ 4 7 /片道
要介護 4	1, 0 2 3	事業所と同一の建物から通所介護を利用する場合	▲ 9 4
要介護 5	1, 1 4 8	口腔機能向上加算(Ⅰ)(月 2 回限度)	1 5 0
		若年性認知症受入加算	6 0
		中重度者ケア体制加算	4 5
		科学的介護推進体制加算	4 0
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	2 2
		認知症加算	6 0
		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6 月に 1 回限度)	2 0
		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6 月に 1 回限度)	5
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	9. 2 %

介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業 基本料金・各種加算料金 (1 割の場合)

区分	単位(円)	加算項目	単位 (円) / 月
要支援 1 事業対象者	1, 7 9 8 /月	事業所と同一の建物から通所介護を利用する場合	要支援 1 ▲ 3 7 6
			要支援 2 ▲ 7 5 2
	4 3 6 /回	科学的介護推進体制加算	4 0
		口腔機能向上加算(Ⅰ)	1 5 0
要支援 2 事業対象者・ 要支援 2	3, 6 2 1 /月 4 4 7 /回	口腔機能向上加算(Ⅱ)	1 6 0
		若年性認知症受入加算	2 4 0
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 1 8 8
			要支援 2 1 7 6
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	9. 2 %

※負担割合証に記された割合が【2割】と表示された方は、上記金額の合計に2を乗じた額、【3割】と表示された方は3を乗じた額となります。

(2) 介護保険給付対象外のサービス

食 費	昼食、または夕食について、1食につき680円をお支払いいただきます。
お や つ 代	おやつ代として50円をいただきます。
時 間 延 長 代	1日に9時間以上のご利用の場合(時間延長サービス)、時間延長料として1時間あたり500円をお支払いいただきます。時間延長サービスは事前の相談が必要となります。
紙オムツ・パッド代	通所介護利用中に当事業所の紙オムツ、及び尿とりパッドを利用された場合は、現物のご返却をお願いします。(自宅で使用されているもので構いません)
理 美 容 サ ー ビ ス	ご希望される方には実費で手配させていただきます。所定の額を代理受領させていただきます。
レクリエーション・ ク ラ ブ 活 動 費	材料費等について実費をいただくことがあります。
衛 生 材 料 費	通所介護利用中に、以下の物品を使用された場合、その実費をいただくか、 現物のご返却をお願いします。 吸引カテーテル 54円 血糖測定器針 17円 血糖測定器チップ 100円 マスク 10円
そ の 他	通所介護利用中に、利用者の希望に基づいて以下の物品を提供した場合は、 その実費をいただきます。 歯ブラシ 110円 あんしん手帳カバー 110円 サービス実施地域以外へ送迎を行った場合は20円/1kmをいただきます。
キ ャ ン セ ル 料	サービス利用当日に、利用者の都合によりキャンセルされた場合に算定させていただきます。1,000円/回(要支援1、要支援2、事業対象者は除く)

通所介護サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都府与謝郡与謝野町字岩屋小字庄内 6 0 0 番地 3

名 称 虹ヶ丘 デイサービスセンター

施設長 深 田 晃 章 ⑩

担当者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護サービス利用についての重要事項の説明を受け、了承し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 京都府与謝郡与謝野町

氏名 ⑩

代理人・立会人

住所

氏名 ⑩

続柄